

進路だより

第2号

岡山県立岡山瀬戸高等支援学校 進路・就労支援係

令和6年5月24日（金）

第3学年求職登録について

求職登録は、公共職業安定所（ハローワーク）を通じて求人票を受け取るために必要な手続きで、事業所との雇用関係の成立（社会保険の適用等）にも欠かせないものです。今年度も学校管轄のハローワーク西大寺より、職業指導官を学校にお招きし、4月中旬の5日間にわたって行われました。

求職登録では、指導官から現場実習の経験や卒業後の進路希望等の確認があります。3年生の皆さんは、見通しをもって求職登録を行うために、2年生の3学期中に関係書類に記入して準備をしました。当日は、現場実習の内容や感想、自分の将来の希望等を指導官に伝えることができていました。

1・2年生の皆さんも、3年生になるとすぐに求職登録をすることになります。今から、日々の学校生活や現場実習等を通じて、将来の生活の希望についてしっかり考えて、保護者の方と相談をしておきましょう。

<求職登録参加者>

- ・生徒本人
- ・保護者
- ・担任
- ・進路指導主事
- ・ハローワーク 職業指導官

<求職登録関係書類>

- ①求職申込書、障害情報登録シート（鉛筆書き）
- ②同意書（ペン書き、押印）
- ③判定実施依頼書（ペン書き）
- ④療育手帳の写し（裏表両面）

※所要時間は、
一人につき15～20分程度です。

求職登録の様子



雇用対策上の重度判定とは

- ・療育手帳Bの判定を受けている方の中でも、雇用対策上の重度に認定される場合がありますが、これは、雇用率や助成金制度等、雇用対策上での「重度判定」の意味です。
- ・重度判定は、ハローワークからの指示を受けて、岡山県障害者職業センター（クレド17F）で行われます。上記②③の書類は、この判定を受けるために必要な書類です。

※雇用対策上の重度判定に認定されると、障害者雇用率がダブルカウント（1人雇用すれば、2人と換算される）となる等、企業側にメリットがあります。本人の不利益になることは一切ありません。